

2016年3月1日

一般社団法人日本創傷外科学会
第1回専門医更新対象者各位

一般社団法人日本創傷外科学会
理事長 鈴木 茂彦
専門医委員長 岡崎 睦

第1回（平成28年度）日本創傷外科学会専門医更新審査の注意点について

拝啓 早春の候益々ご健勝のことと存じます。

今年度の専門医更新申請書類提出において下記の点につきまして注意をしていただきたくご連絡をさせていただきます。なお、ご不明な点等ございましたならば、事務局までお問い合わせをいただけますようお願いいたします。

1、診療実績報告書について

- ・手術件数ではなく、関わった症例の【件数】を記載して報告してください。
- ・日本創傷外科学会専門医を取得している会員の診療調査のための報告書ですので、7項目のうち0件の項目があった場合に更新ができなくなることはございません。

2、業績点数不足で更新ができない方について

日本創傷外科学会専門医制度規則第15条16条に基づき、業績点不足のため専門医更新を見込めない方の中で、次年度（次々年度）に専門医更新を希望する場合は、必ず更新書類一式【審査料振込の領収書（写し）含む】と【業績点が不足しているため留保を希望する】旨記載した書面を同封してお送りください。書類の提出が無い場合は、2016年8月1日より日本創傷外科学会専門医の資格を喪失いたしますので、ご注意ください。

なお、業績不足での留保は2年まで認められますが、今回は暫定期間の専門医資格取得者の特例として次回の更新の際には業績期間が5年ではなく【5年－留保した期間】となりますので、ご注意ください。

※今年度の更新対象者で、次々年度（30年）の更新を希望する場合は、今年度と次年度ともに申請書類と留保申請を提出する必要がありますので、ご注意ください。

今年更新ができる場合の2回目の更新時の業績カウント期間

2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
専門医有効期間					更新後専門医有効期間					
業績カウント期間 <5年で20点(内6点は日本創傷外科学会での業績)>					業績カウント期間 <5年で20点(内6点は日本創傷外科学会での業績)>					

業績不足により1年留保して、次年度更新した場合の2回目の更新時の業績カウント期間

2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
専門医有効期間					更新後専門医有効期間					
業績カウント期間 <6年で20点(内6点は日本創傷外科学会での業績)>					業績カウント期間 <4年で20点(内6点は日本創傷外科学会での業績)>					

業績不足により1年留保して、次年度更新した場合の2回目の更新時の業績カウント期間

2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
専門医有効期間					更新後専門医有効期間					
業績カウント期間<7年で20点(内6点は日本創傷外科学会での業績)>					業績カウント期間 <3年で20点(内6点は日本創傷外科学会での業績)>					

なお、留学や産休を伴う通常の留保申請の場合は、留保希望の理由を記載した書面、証拠書類【留学の場合は留学している証明書、産休の場合は母子手帳のコピーなど】と審査料振込の領収書（写し）をお送りください。



一般社団法人 日本創傷外科学会

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F
TEL.03-5291-6231, FAX.03-5291-2176 E-mail: jsswc@shunkosha.com